

豊かな自然と 快適な暮らしのために

私たちの快適な暮らしを支えてくれているものの一つに浄化槽があります。浄化槽は、微生物の力で家庭などから排水された水をきれいにして自然にかえしてくれる大切な役目を担っています。自宅の浄化槽を確認し、豊かな自然と住みよい環境を守りましょう。



浄化槽を使用するうえでの決まりごと

1▶ 保守点検

県の登録を受けた事業者による
点検を1年に3回以上受けましょう。

2▶ 清掃

市の許可を受けた事業者による
清掃を1年に1回以上受けましょう。

3▶ 法定検査

指定検査機関による検査を
1年に1回受けましょう。



単独浄化槽から合併浄化槽（あるいは下水道）へ転換を検討しましょう

単独浄化槽ではし尿のみを処理するため、台所や洗濯排水等の生活雑排水がそのまま河川等に流れてしまいます。合併浄化槽への転換、または下水道への接続をすることで、し尿と生活雑排水の両方をきれいな水に処理することができます。豊かな自然を守るため、ご協力をお願いします。

下水道（浄化槽）に 絶対に！流してはいけないもの



石油類

ガソリン・灯油
オイル・グリース など



食用油

食器についたものは
できるだけふき取りま
しょう！



水に溶けないもの

ビニール・紙おむつ
布類・衛生用品 など
※トイレにはトイレ
ペーパー以外は流さな
いください。



消毒剤など

防腐剤・殺虫剤
※消毒剤などを流して
しまうと、微生物の
活動を妨げてしまい
ます。

※市内でも下水道への異物混入により管詰まりが発生しています。
復旧作業が必要になるなど、下水道運営の負担となりますのでご注意ください。



◀たけおポータル



9月10日は「下水道の日」10月1日は「浄化槽の日」です。
この機会に、ご家庭の排水について考えてみませんか？

詳しくは 下水道課 ☎0954-23-9118

有料広告



保険のご相談は私たちにお任せください。

相談できる・納得できる・安心できる

株式会社マックス

0120-928-326

佐賀県武雄市武雄町大字昭和133

保険相談佐賀.jp

検索

